報告第21号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月7日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、区営住宅使用料の返済に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和3年9月1日

足立区長 近藤弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により越谷簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

記

1 相手方

埼玉県八潮市在住者

2 訴えの要旨

区営住宅使用料の未払金を滞納した相手方に対し、未払金413,8 55円及び支払督促申立て手続き費用3,683円並びに訴訟費用を請求する。

3 訴訟遂行の方針

区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。